			事例の概要									
	企業・団体名	場面	「その他」の 内容	障害種別	「その他」の 障害種別	性別	事例の概要					
1	広島綜合警 備保障株式 会社	職場		発達障害		無記入	本人の申し出により,産業医の面接,専門医の紹介を経て,発達障害であると判明し,会社としては,本人の要望,産業医の意見を踏まえて机の配置換えをした。上司からの指示は,文書指示にして対応しており,また,業務においては,優先順位を明確にして本人がパニックにならないよう業務できるようにした。 本人にも,メモを取るように指示し,それぞれが理解して,業務ができるようにした結果,意思の疎通が図れている。本人も少しずつであるが業務を理解して実施できるようになった。					
2	広島綜合警 備保障株式 会社	職場		内部障害		無記入	特別休暇の有給の処置として、年1回2日かけての検査、月1回の定期検査、就業中の体調不良時には休息を実施している。 本人の有給休暇が病気を伴う消化以外で取得できること、及び就業中の体調不良時にも会社で休息できる体制を文書化することによって、本人がいつでも安心して出勤、休息できる、また、異動による上司等の交代にも、統一した対応ができるようにした。					
	一般社団法 人広島県手 をつなぐ育成 会	職場		肢体不自 由		女	・出勤時の駐車場の建物側への確保 ・下駄箱付近への椅子の設置 ・身体的に無理があるものについては、掃除担当からの除外					
	社会福祉法 人ひとは福祉 会	近隣, 地域		知的障害		男	地元地域自治振興会主催のふれあい運動会への参加における配慮 本人は皆に挨拶をしたいが、発語が難しいので、つい大きな奇声を発する。運動会参加者も 一瞬その声に戸惑う。その際、機転を利かせた職員が、「すみません。これがRさん流の挨拶 です」と発言。参加者も納得。Rさんは声を発しながら、各テントを回るが、参加者は「わかった、 わかった、次へ行けよ」と受けてくれる。Rさんは落ち着いて運動会に参加。参加者もそのまま のRさんを受け止める。					

			事例の概要									
	企業・団体名	場面	「その他」の 内容	障害種別	「その他」の 障害種別	性別	事例の概要					
5	株式会社広島情報シンフォニー	職場		視覚		男	【きっかけ】 視覚障害者の入社に伴う社内環境の整備 【改善前の問題点】  1 パソコンの画面が見えにくい。					
6	指定就労継 続支援A型事 業 未来コン サルタント株 式会社	福祉サ <b>ー</b> ビ ス		聴覚•平衡 機能		男	当事業所にサービス利用の面接に来られ、初日はメモ用紙で筆談していましたが、連絡のやり取りがスムーズにいくよう、次の日より筆談ボードを利用しました。また、提出物等は、それに加えメモ書きを渡すようにしました。 その後、利用開始(採用)後は、上記内容に加え、朝礼・終礼等の場では、内容を事前又は終了後に職員から個別に伝えております。(最近では、近くにいる他利用者様が、ご本人様の隣に行き「手」に内容を書いて下さる場合もあります。)また、施設外就労用先用に新たに筆談ボードを購入し、常にご本人様の近くに筆談ボードがあるようにしています。二つ筆談ボードがあることにより、その後の見学や面接など利用希望等の方へも使用出来るようになりました。 (ご本人様の感想) 色々気遣いして頂き非常に助かっております。					

	A 3112 - 11 -						事例の概要
	企業・団体名	場面	「その他」の 内容	障害種別	「その他」の 障害種別	性別	事例の概要
7	社会福祉法 人広島県視 覚障害者団 体連合会 障 害者支援施 設 愛命園	その他	福祉サービ ス 情報コミュニ ケーション	視覚		男女	<ul> <li>・障害者支援施設入所の視覚障害のため新聞等の情報が入らないことに対し、毎朝、新聞を館内放送にて読み上げる。</li> <li>・また、食事の献立を点字に訳して提示したり、カセットテープに録音して提供している。</li> <li>・当事者の方から「良く聞こえるようになった」「ありがとう」との言葉を頂いている。</li> <li>・ショートステイ利用の方から自分の利用日の献立と出勤職員の勤務形態(早出、遅出、夜勤など)の点訳希望に応じている。</li> <li>・園まつりや夏まつりの行事には視覚障害のお客様は外部から来られるので、出し物やメニューを点訳しお渡ししている。それは当然の配慮と思う。</li> </ul>
8	社会福祉法 人 みどりの 町 とよの郷	その他		肢体不自 由		無記入	とよの郷では、就労継続支援事業B型と就労移行支援事業のサービス提供を行っています。B型事業として花苗の育成販売、移行事業として店舗を運営しています。障害者に関わる事業所なので、車いすでの店舗利用も利用しやすいように配慮をして、展示販売も気を付けていました。ある日、予約で車いすの方が数名来られるという電話を頂きました。その内容は、併設してあるハウス内で出来た花苗を選んで、植えたいと言う事でした。しかし、B型事業で行っているハウス内は、工賃確保のため、出来るだけ花苗の棚を設置し、生産量の確保をしており、車いすでの通行は難しく、また、通路が凸凹でした。職員とどうしたら良いだろうかと話し合い、花苗はハウス内にあるものの種類を当日店舗に多めに揃えて置き、希望の物は、店舗職員がハウスより持って来て見て頂こうという事になりました。 当日になりました。 楽しく花苗を選んで頂くことが出来ました。店舗内にも入って頂くことになりましたが、店舗内での通路幅が、通るだけなら大丈夫だったのですが、品物を見たり選んだりするにはもう少し幅があった方が良いのに気づかされました。ご本人たちには大変喜んで頂き、不満や苦情は無かったのですが、職員と話し合い、ゆとりを持った通路とレイアウトを行い、より快適にお買い物を楽しんで頂けるように、早速店舗内外の改善を行いました。
9	広島電鉄株 式会社	その他	職場•交通機関	肢体不自 由		無記入	全国パーキンソン病友の会広島支部より「SOSカードを持っているお客様への手助けをお願いしたい」と要望があった。 通達により対応例等を社内で周知するとともに、宮島線の駅にポスターを掲示した。 同支部よりお礼メールをいただいた。
10	広島電鉄株 式会社	その他	職場·交通機 関	肢体不自 由		無記入	東京で盲導犬を連れた方が地下鉄ホームから転落し亡くなられた事故がきっかけで、通達により対応例等を社内で周知するとともに、盲導犬訓練士をお招きし、『盲導犬受入セミナー』を実施した。
11	西日本高速 道路株式会 社 中国支社	交通機関		無記入		無記入	<ul> <li>全てのSA・PAに身体障がい者用トイレ(中国支社管内では多目的ベッド,暖房便座,洗浄器付き便座対応)を設置。また,オストメイト対応トイレを身体障害者用トイレ,若しくは一般トイレに整備した。(対応エリアについては,HPにて設備一覧を掲載)</li> <li>・インフォメーションにて車いすの無償貸出しを実施した。(対応エリアについては,HPにて設備一覧を掲載)</li> <li>・高速道路上の非常電話に、会話が不自由なお客様でも状況をお知らせいただけるようにボタンを設置,HPにて利用方法をご案内した。</li> </ul>

	A 1116 - 11 5		事例の概要								
	企業・団体名	場面	「その他」の 内容	障害種別	「その他」の 障害種別	性別	事例の概要				
1.71		福祉サ <b>ー</b> ビ ス		知的障害		女	<ul> <li>・きっかけ:装具を両足に装着するようになったこと。</li> <li>・目的:自分で靴を脱ぎ履きできるようにする。</li> <li>・相手方:当サービス事業所の利用者(両脚に装具を着けており,立ったままや通常のイスに座っての靴の脱ぎ履きが難しい方)</li> <li>・配慮した内容:本人に合う木のイスを支援員が作成した。(座面の高さを本人の座りやすい高さにした。座った後にスライドしてふくらはぎの高さに出てくる板を設置した。これにより、靴の脱ぎ履きとマジックテープの脱着が、自分でできるようになった。)</li> <li>・感想:何でもできるだけ自分でしたい。だから、靴の脱ぎ履きについても、支援員にしてもらうのではなく、自分でできるようになってうれしい。</li> </ul>				
13	社会福祉法 人一れつ会		医療機関 情報・コミュニケーション	その他	聴覚·平衡機 能, 知的障害	女	対象となる利用者さんは、知的障がいと聴覚障がいのある方で、入所施設を利用されています。一方、文字の読み書きについては、小学校レベルの漢字などは読むことができ、手話や指文字もできる方です。 先日、精神科へ定期通院した際、医師より「最近の調子はどうですか?」と質問されると、いつも質問される内容のため、ご本人は理解して「大丈夫」と自ら答えられていました。一方、医師から「(精神的に)不安になることはありますか?」という質問については、眉をひそめながら付添職員を見つめられたため、職員が手話で伝え直すと明るい表情に戻り、医師へ「大丈夫」と答えることができました。 最後に、医師から「いつもと同じ薬を出しますね。」と言われましたが、ご本人が分からないと手話をされたため、職員が手帳へ「薬の変更はありません。」と記入すると胸を撫でながら「分かった。」と答え、医師へ「ありがとうございました。」と明るい表情で伝えられ、診察を終えました。				
1 /1 1		福祉サ <b>ー</b> ビ ス		その他	肢体不自由· 知的障害	男	いこいの家は入所施設で、2階建てです。 近年、入所利用者さんの高齢化により、疾病の重度化や下肢の筋力低下などを理由として、車椅子を使用する利用者さんが増えていました。 そこで、施設の改造工事を行い、エレベーターを新たに設置しました。さらに、階段へ手摺を増設したり、浴室やトイレの段差を無くしてバリアフリー化したりするなど、入所利用者さんが生活し易い環境を整えました。 いこいの家で最高齢(82歳)の利用者さんからは、「エレベーターがついたから(階段の上り下りが)楽になったよぉ。ありがとう。」と言っていただき、たいへん喜んでいただきました。				

	A 3114 1 1 -						事例の概要
	企業•団体名	場面	「その他」の 内容	障害種別	「その他」の 障害種別	性別	事例の概要
15		福祉サ <b>ー</b> ビ ス		知的障害		男女	私の施設は、知的障害者の入所施設ですが、特に自閉症を含む知的障害者においては、コミュニケーションを図る上で、言葉だけでの理解が難しいということが特徴として挙げられます。そうした中で、障害者差別解消法の施行に伴い、「強度行動障害支援者養成研修」、「行動援護従業者養成研修」、「広島県虐待防止・権利擁護研修」において、合理的配慮についての内容の話が多くありました。 このことや山口県下関市でおきた虐待報道もきっかけとなり、合理的配慮の必要性を感じ、取り組みを始めています。内容としましては、「構造化」について取り組んでいます。 具体的内容としては、環境の調整、視覚的な配慮が主な取組です。先にも述べましたが、知的障害者の方々は、言葉だけでの理解は難しいという特徴がありますので、「言葉」「文字」「絵」「写真」「モニター」などを活用し、活動内容の掲示や集団が難しい方への個別対応を行っている最中です。当事者の感想は聞き取りにくいですが、落ち着いて過ごすことが出来ています。
16	社会福祉法 人ーれつ会	職場		知的障害		男女	職場が、障害福祉サービス事業所であることから、もともと利用者個々の特性にあわせて、会話をゆっくり、丁寧にまた、簡単な言葉に直して行うことを常としています。 また、自閉症を伴っている利用者には、話し言葉だけではなく、写真や絵を使用し、対象者が理解できるように工夫しています。 日々、行っていることですので、特別、利用者からの感想等はありませんが、会話が終わった後、理解出来たかどうかの確認は行っています。
17	社会福祉法 人ーれつ会	福祉サ <b>ー</b> ビ ス		知的障害		女	高齢の方で、グループホーム内のトイレの段差に躓き、足を骨折することがあった。 トイレの入口に手すりを設置することで、利用者自身も「使い易い。」とトイレにスムーズに移動することができた。 また、居室の配置転換を行い、動線を確保しつつ、移動距離の短縮をすることで、転倒することが減った。また、押し車や装具なども活用することで、転倒防止の効果があった。 一人での移動が難しいときは、居室に呼び出しブザーを設置すること提案し、移動の際や用がある際は、呼び出してもらうことで、本人の安心感につながった。
18	社会福祉法 人一れつ会	その他	福祉サービ ス 情報・コミュニ ケーション		知的障害·発 達障害	男	会話でのコミュニケーションが一見するとできるが、相手の話の理解が難しい人に対して、視覚的配慮を実施している。 自分で情報を整理・統合できない特性を補うため、相談員との面談や福祉サービスの関係者との会議中に、ノートに記録しながら一緒に見てもらっていると、ノートの内容と同じものが欲しいと要求があり、「まとめプリント」を作成し、本人に提示した。まとめプリントを見ながら本人が手順や社会的なルールを確認する事ができるよう配慮している。 また、本人の文字に注目する特性を活かし、付箋紙を使用して大切なことを伝えるようにした。本人にとって付箋紙は注目する事ができる反面、「貼ったらはがしたい気持ちが高まり、付箋紙が日をまたいで残ることは不安な気持ちになる。」と訴えがあった。付箋紙については、話し合いのテーマを書いて、そのテーマが終わったらはがすよう支援方法を変更した。

	A 3112 11 - 5		事例の概要									
	企業・団体名	場面	「その他」の 内容	障害種別	「その他」の 障害種別	性別	事例の概要					
19	社会福祉法 人ーれつ会	職場		知的障害			予定や支援者の伝えたいことを口頭だけでは、理解が難しかったり、忘れたりすることがあり、利用者本人も困っているため、文字で伝えたり、絵で伝えたり、ジェスチャーで伝えたり、モデリングしたり、漢字にルビを振ったりする配慮を行った。特に日課や約束事、個別支援計画の支援内容などに活用し、利用者本人も気にして取り組むことができた。利用者も「紙に書いてある方がわかりやすい。」という意見も多かった。また、専用のカレンダーを作り、一週間の支援内容を分かり易く伝えた。自分の気持ちをなかなか場面場面で伝えることが難しいときには、お仕事の振り返りノートを作り、そこに困りごとや思いを書いてもらい、本人と一緒に内容を確認することに役立てた。利用者も「ノートに書いてよ。」とコミュニケーションツールとして認識して、実際の支援に役立てた。					
	社規福祉法 人あづみの 森	福祉サ <b>ー</b> ビ ス		肢体不自 由		その他	両上肢が麻痺している利用者様にパソコン操作をしていただくため, パソコンに意思伝達装置の ソフトをインストールさせ, 稼働できる顎でスイッチを操作しながら, 文書作成やインターネットなどが できる環境を準備した。 こうした取組により, パソコンを利用して当事業所のホームページを作成されたり, 行事などの印 刷物を作成される役割ができた。					
	社規福祉法 人あづみの 森	福祉サービ ス		肢体不自 由		その他	排泄時のプライバシーを確保できるように、四肢麻痺がある方でも腕や指がわずかに動かせる人であれば、ブザーにひもをつけて腕や指にかけ、わずかに動かせばブザーが鳴り職員を呼べるようにした。 こうした取組により、トイレの中では1人で排泄されている。落ち着いてできる環境は好評である。					
	社規福祉法 人あづみの 森	近隣, 地域		肢体不自 由			行事などで地域の店舗や公共施設で活動を行う際,障害状態によって施設設備のトイレが利用できない場合がある。お店や施設の担当者と相談の上,横になれる空き室などを確保していただき,排泄介助やオムツ交換などを実施している。 こうした取組により,トイレを気にして参加を見合わせる方が減少し,地域の中で活動する機会を提供できている。					
	社規福祉法 人あづみの 森	買い物・食事		肢体不自 由		その他	外出活動で地域の店舗に出かけた際、階段のみで車いすを使用している利用者様が入店できない場合がある。店員さんに車いすを一緒に抱えていただき、入店できるように交渉を行うなどしている。 こうした取組により、入店できた方はもちろん喜ばれているが、お店の方も理解が進み、階段下に車いすの方がいらっしゃれば「手伝いましょうか?」と声をかけてくださるようになった。					
	社規福祉法 人あづみの 森	福祉サ <b>ー</b> ビ ス		肢体不自 由			施設内で電動車いすを使用して移動していただく場合, ADLや障害特性によっては細かい操作が 困難な場合がある。電動車椅子の使用を禁止せず, 操作速度を低速で行うようにお願いしたり, 手 動操作に切り替える場合, 支援者が異動を支援するようにしている。 こうした取組により, 電動車椅子というだけで, 危険防止のため使用を認めない施設があると話さ れていた利用者様から, この施設は人間らしい生活ができるとの言葉をいただいた。					

			事例の概要									
	企業•団体名	場面	「その他」の 内容	障害種別	「その他」の 障害種別	性別	事例の概要					
	社規福祉法 人あづみの 森	職場		知的障害		その他	言葉では予定などの理解が難しい方に、写真やイラストを使ったスケジュール作成し、目で見てわかるような視覚支援を実施している。 こうした取組により、感想を語れる方ではないが、混乱することもなく日課に取り組めている。					
	社規福祉法 人あづみの 森	職場		音声・言語・そしゃく		その他	言葉で意思を伝達することが困難な方には、写真やイラストを指さしし、自分がしたいことを選択したり、写真やイラストを支援者に手渡して、意思を伝達できるように支援している。 こうした取組により、感想を語れる方ではないが、自分で日課を選んで過ごすことができている。					
	社規福祉法 人あづみの 森	職場		発達障害			感覚が過敏で集団の中にいることがしんどい方に対して、声や音が不快な方であればイヤーマフを使っていただいたり、部屋の中にパーテーションなどで分離された空間を設置し、しんどくなったらそこへ待避できるような環境づくりを行っている。 こうした取組により、完全に別室ではなく、集団の中で他者と一緒に活動に取り組むことができている。					
	社規福祉法 人あづみの 森	職場		聴覚•平衡 機能		その他	聴覚障害の方に対しては、コンパクトなホワイトボードとボードマーカーを用意しておき、複雑な内容の伝達が書字によって伝えることができるようにしている。 こうした取組により、意思が伝わらず興奮することが減少し、職員と話し合いながら日課を選択したり、その時その時の気持ちや思いを伝えることができている。					
29	社会福祉法 人柏学園	福祉サービ ス		発達障害		男	以前から行動面の問題(対人トラブル,無断外出)があり、本人が好きな活動内容を提供し居室で過ごして頂くことが中心でしたが、居室外での活動を望む本人の意向をくみ取り、概ね一年前にできるだけ自由な行動が行えるようにしました。 対人関係や無断外出のリスクを考え、職員の人員的な余裕がある場合等、目の届く範囲で認めるように配慮しました。基本的に見守りの姿勢で本人の刺激にならないように声掛けなどは極力控えるようにしています。 行動範囲が広がったことにより視覚的に色々な情報が入り、新たな問題点も出ていますが、本人とっては情緒の安定にも少しは繋がっているように思えます。					
30	社会福祉法 人 柏学園	福祉サ <b>ー</b> ビ ス		知的障害			外出するにあたり、本人の希望に沿った外出支援を決めるために、絵や写真、食べ物のカードを準備し、簡単な質問とともに提示した。 外出先がいつもワンパターンで食事も食べたことのある物を要求されることが多いため、それ以外の絵や写真カードも使用した。 パターンで安心することもあるため、本人の思いを受け止めながら新しいことも少し伝えた(経験するとよく覚えている方)。 本人が理解できているかは完全ではないものの、こうした配慮は必要である。					